

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) 憲法概論Ⅱ (統治) (旧) 憲法Ⅱ (統治)	後期	2単位	(標) 1年	日野田 浩行

授業目的	国の統治機構および地方自治のあり方について日本国憲法が定めているところを、法の支配や民主政原理といった憲法の基本原理を根底にすえて考察する。これらの憲法原理が、実定憲法上の諸制度においていかなるかたちで実現されることとなるのか、個別の憲法規定の規範内容を体系的に理解し、さらに、それら諸規定が現実の運用されるにあたって、いかなる具体的問題が生じており、それに関する判例等がいかなる判断を示しているかを批判的に検討できるようになることを目的とする。		
	上記のねらいに即して、3段階の目標を設ける。すなわち、①憲法の基本原理を基礎として、統治機構に関する憲法規範と憲法制度の全体構造を概説的に説明できるようになること、②上記規範と制度に関連して現実が生じている主要な問題を摘示し、そうした問題解決のために提示されている具体的解釈論につき説明し、そのうえで、それらの具体的解釈論につき、批判的検討を行い、自らの見解を示すことができるようになること、③特に重要な論点を提供する判例等を素材に、憲法の原理論・解釈論を用いて議論することができるよう、いわば統治機構論における法的思考の作法の基礎を実践できるようになること、である。		
授業計画と予習事項	回数	各回タイトル	授業内容、予習基本事項
	1	国民主権の原理と象徴天皇制	近代立憲主義憲法の意義をその思想的背景にも留意しながら確認するとともに、日本国憲法が定める統治機構の全体構造を、法の支配の原理と国民主権の原理を基礎にすえて概観し、そのうえで、国民主権原理の意味内容を整理し、憲法の組織原理としての国民主権原理が日本国憲法の下で持つ意義につき、統治行為論を採用した判例（最大判昭和35・6・8民集14-7-1206）や定住外国人地方選挙権訴訟（最判平成7・2・28民集49-2-639）等を利用して議論・検討する。さらに、国民主権原理のもとにおける象徴天皇制について日本国憲法の定めているところを概説する。予習事項については、あらかじめ配布する Assignment sheets において、【設問】や【事例】を設定することによって示すこととする（以下、同じ）。
	2	日本国憲法における代表民主制	国民と議会との関係における類型論や、憲法43条1項にいう「代表」の概念をめぐる議論を整理し、日本国憲法の代表民主制について理解を深めたいうで、拘束的国民投票制度ないし住民投票制度の可否につき、憲法原理論と解釈論、および政策論の区別をふまえて考察する。
	3	政党と選挙制度	日本国憲法における代表民主制を具体的に作動させる選挙制度のあり方ないし原則につき、議員定数不均衡訴訟（最大判昭和51・4・14民集30-3-223）等の判例を利用して検討を行う。また、多様な国民の民意を集約し、国家機構にそれを伝達するうえで重要な役割を果たす「政党」の存在が、議会政の基本原則にどのような影響を及ぼしているのか、「政党国家」の憲法現実を見据えながら考察する。
	4	日本新党繰上当選無効訴訟をめぐる	第3回の授業成果をふまえて、日本新党繰上当選無効確認訴訟（最判平成7・5・25民集49-5-1279）を素材に、討論を行う。本事案においては、「司法権の限界」をめぐる議論も重要な論点となるので、この点については、ある程度第13回目の授業を先取りした説明もしておく。
5	日本国憲法における権力分立構造と議院内閣制	権力分立原理の意義に関する学説の捉え方を説明し、特にこれを正しい法の定立のための原理ととらえる立場から、立法や条約、予算作成等にかかる政治部門の権能の配分を、二院制の構造も含めて概観するとともに、日本国憲法における議院内閣制の意義を、解散権論争を整理しながら考察する。	

6	国会の地位と議院の権能	憲法41条に定められた国会の地位、および立法権を中心とした国会の権能につき、学説の状況を整理し、若干の個別的論点について検討を行う（委任立法の意義と限界については、第10回授業にて検討）。また、議院自律権の意義および国政調査権の性質・限界等を概観したうえで、警察法改正無効事件（最大判昭和37・3・7民集16-3-445）等の事案につき、司法権との関係も示唆しながら検討を行う。
7	国会議員の地位をめぐって	国会議員の特権について概括的な説明を加えた後、国会議員の免責特権にかかる最判平成9年9月9日（民集51-8-3850）を素材に、（場合によっては議員の過失等につき事実関係に若干の修正を加えて）、討論を行う。
8	内閣と行政権	憲法65条により内閣に帰属する「行政権」の概念をめぐる学説の状況を整理する。さらに、内閣および内閣総理大臣の地位と権能について、平成9年の行政改革会議最終報告に基づく内閣機能の強化および省庁再編のねらいを説きながら概観したうえで、ロッキード事件最高裁判決（最大判平成7・2・22刑集49-2-1）の検討を行う。
9	行政組織と行政活動の基本原則	内閣を頂点とする国家行政組織の基本構造を行政の統一性および内閣の対議会責任の観点から理論的に説明したうえで、内閣からの独立性を保障された行政委員会制度の合憲性につき、論点の整理を行う。さらに、法の下での行政活動を規律する基本原理である「法律の留保」論の意義を確認し、委任立法の意義と限界につき、猿払事件（最大判昭和44・11・6刑集28-9-393）を素材に検討を行ったうえで、行政立法、行政行為等、行政活動の基本形式を概観する。
10	財政と地方自治	国の様々な活動を支える財政につき、財政民主主義という近代憲法の基本思想の意義を確認したうえで、具体的問題の検討を行う。また、地方自治の意義をふまえ、地方自治法における国と地方の事務配分、国の関与の方式等につき概説したのち、特に条例制定権の限界につき、判例の枠組みを示したうえで、いくつかの個別的分野での地方公共団体による規制の可能性につき検討を行う。
11	平和主義の原理	憲法9条に定められた戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認の意味を憲法前文との関係で明らかにしたうえで、自衛隊や日米安保体制をめぐる具体的問題につき、長沼事件第一審判決（札幌地判昭和48・9・7判例時報712-24）や、砂川事件最高裁判決（最大判昭和34・1・2・16刑集13-13-3225）を素材に検討を行う。
12	司法権と裁判制度	日本国憲法のもとでの裁判制度の概要を説明したうえで、憲法76条1項にいう「司法権」の概念をめぐる学説の議論につき説明を行う。また、司法権独立の意義および内容、さらに憲法82条に定められた裁判公開の原則につき説明を加えたうえで、裁判官の市民的自由と分限裁判を通じてのその制限をめぐって、いわゆる寺西判事補戒告事件（最大決平成10・12・1民集52-9-1761）について議論を行う。
13	司法権の限界	「司法権」の概念を「法律上の争訟」の要件との関係で説明したうえで、司法権の限界につき、とりわけ宗教団体内部の紛争に関わる諸事例（最判56・4・7民集35-3-443等）を素材にして検討する。
14	日本国憲法における司法審査制	裁判所による違憲審査制の比較憲法的考察をふまえ、憲法81条に定められた司法審査制の意義・機能につき、確認を行ったうえで、立法不作為の問題を中心に、司法審査の対象について検討を行う。
15	付随的違憲審査制のもとでの憲法訴訟	付随的違憲審査制における憲法訴訟の基本的枠組みを概観し、憲法判断回避の準則および合憲限定解釈の手法の意義と限界を論じたうえで、法令違憲と適用違憲といった違憲判断の方法、および違憲判決の効力について検討を行う。

<p>授業方法・ 予習上の留 意点(各回指 示以外) 自習事項</p>	<p>Assignment sheets にて指定された教科書の該当部分や資料には事前に目を通しておくこと。討論以外の授業も、教員からの質問と学生からの応答をおりまぜながら進行する。各自、示された【設問】や【事例】に対する解答を準備し、あらかじめ問題点の整理等を行ったうえで授業に臨むこと。</p>
<p>評価方法と 評価基準 (期末試験、 レポート、 ディベート 等)</p>	<p>上記達成目標につき、平常の授業における質疑応答状況および小テスト 30%、特定の課題につき、冬休み期間中に作成してもらったレポート 10%、定期試験 60%により評価を行う。</p>
<p>テキスト 独自教材 参考書</p>	<p>独習用のテキストとして、芦部信喜[高橋和之補訂]『憲法（第四版）』（岩波書店）を指定しておく。</p>